



総務省行政相談センター

まくみみ沖縄

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications令和3年1月15日
沖縄行政評価事務所

「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」の 表記方法が変わりました！

—沖縄行政評価事務所のあっせんを踏まえ、日本郵便(株)沖縄支社が改善—

総務省沖縄行政評価事務所(所長:城間盛孝)では、次の行政相談委員意見^(注1)を受け、行政苦情救済推進会議^(注2)(座長:宮國英男弁護士)の意見を踏まえ、令和2年10月21日、日本郵便株式会社(以下「日本郵便(株)」という。)沖縄支社に改善をあっせんしました。

このあっせんについて、同支社から、同年12月21日付けで、下記のとおり改善措置を行うとの回答を受領しました。

行政相談委員意見の要旨

私は、司法書士業務の中で所有権移転登記等に関する重要な書類を依頼人に送付する際、本人限定受取郵便^(※)を利用している。

私が利用している郵便局から送付する本人限定受取郵便の通知書(以下「お知らせ文書」という。)を同封している封筒の宛名面には、「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」と表示されているが、名宛人の中には重要な書類であることが分からず、郵便局からのダイレクトメールや広告物と誤解して廃棄してしまうのか、おおむね3人に1人は郵便物が差戻され、司法書士業務に支障を来すことがある。

封筒に表示する「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」の文字の大きさや色、デザインを工夫するなど、名宛人にとって重要な書類であることを認識しやすいように工夫してほしい。

(※)本人限定受取郵便とは、名宛人本人に限り郵便物を配達又は窓口交付する制度である。

当事務所のあっせん内容

日本郵便(株)沖縄支社は、本人限定受取郵便が名宛人に届く確実性を高め、併せて差戻しに係るコスト負担の軽減効果を期待する観点から、本人限定受取郵便物到着のお知らせを作成している管内関係郵便局において「到着のお知らせ」の封筒宛名面に保管期限を記載するなど、名宛人に開封を促す封筒の表記方法を検討する必要がある。

日本郵便(株)沖縄支社の改善措置

- 名宛人にとって重要な書類であることを認識してもらうため、封筒宛名面に「本人限定受取郵便物到着のお知らせ」を赤文字で枠書きの上、「重要」との文言を併記(資料参照)
- 封筒宛名面への保管期限の記載については、今後、沖縄支社管内で試行し、その効果を検証した上で、導入の可否を検討する。

(注1) 行政相談委員意見

行政相談委員は、行政相談委員法(昭和 41 年法律第 99 号)第 4 条の規定に基づき、相談活動を通じて得られた様々な行政運営上の改善についての意見を総務大臣に述べるすることができます。

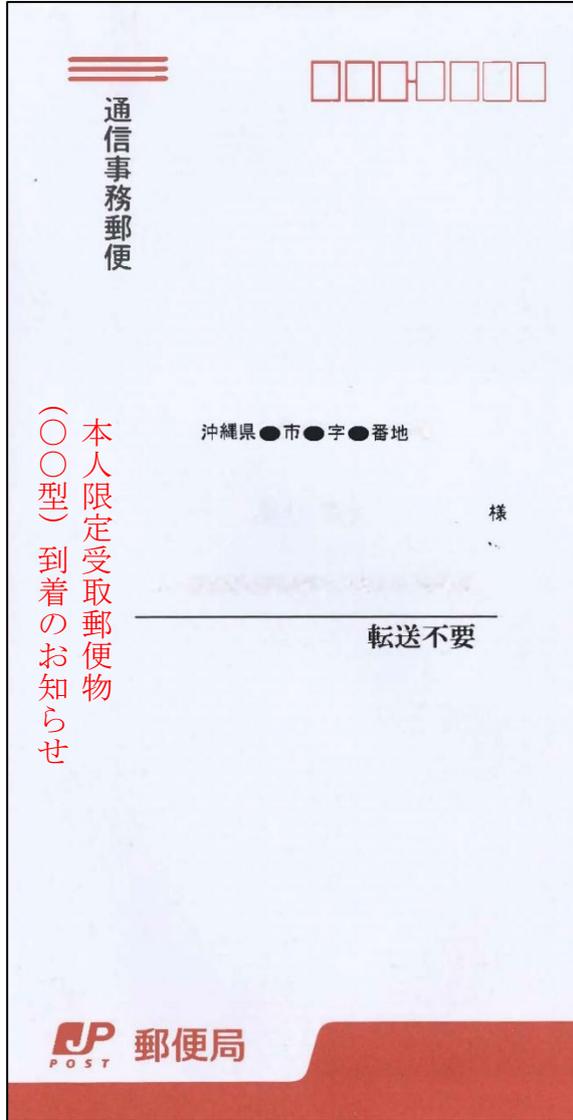
(注2) 行政苦情救済推進会議

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、報道機関及び経済団体関係者等の委員で構成されています。

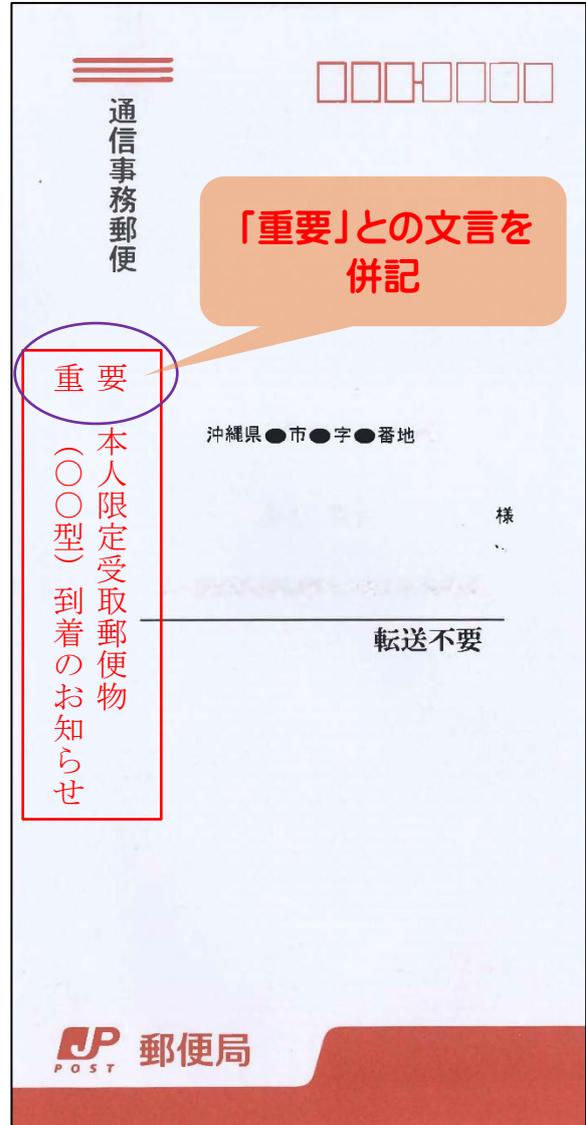
【問合せ先】 総務省沖縄行政評価事務所
主任行政相談官室 田中、山内
電話:098-866-0145(代表)

日本郵便(株)沖縄支社における対応

(改善前)



(改善後)



- (注) 1 「本人限定受取郵便物(○○型)到着のお知らせ」の○○には、「基本」、「特例」又は「特伝」が入る。
2 記載例については、調査結果に基づき当事務所が作成した。
3 上記の表記方法は一部郵便局で異なる場合がある。